

第1号被保険者の未納・未加入問題などの空洞化対策が行われないままに、強制的に厚生年金の適用拡大を実施いたしますと、本人の納得と関係なく保険料の負担を求めることになるだけでなく、所定の保険料を払っている第1号被保険者の負担並びに基礎年金拠出金制度を通じて被用者年金制度の被保険者に係る負担がより一層増大しかねないわけでありまして、これは現役世代、特に若年者の不信感や不安感をさらに大きなものにする働きをするのではないかと心配しております。

二つ目は、「公平・公正な制度を目指す観点の必要性」でございます。現在、厚生年金の任意適用の事業所に雇用される従業員の中には、フルタイムで働いていても厚生年金が適用されていない者がいます。適用拡大を議論するのであれば、短時間労働者等、安易に特定の層に着目するのではなく、公平・公正な負担と給付を目指す観点から議論すべきであり、まず先に厚生年金の任意適用の事業所に雇用される従業員への強制適用のあり方を検討するべきであると思います。

また、標準報酬月額の下限である9万8,000円を引き下げて、第1号被保険者の負担よりも少ない負担で基礎年金に上乗せした報酬比例年金を受給するような給付制度に組み込むことにつきましては、長期的な年金財政への影響も含めて十分な検討をすべきであると思います。

次に「健康保険における適用拡大の問題」ですが、健康保険では厚生年金と同じ適用拡大を行った場合に被扶養者から被保険者本人になる者にとって、どういう状態が起こるかといいますと、保険料負担が発生しても医療費の自己負担は3割で変わらないわけでありまして、適用拡大による保険者本人のメリットは少ないのであります。さらには、国民健康保険と健康保険とに制度が分立しているため、制度間の収支や老人保健拠出金への影響など、年金制度にはない医療保険の固有の問題も生ずることになるわけです。こうしたことについて、十分検討しながら、この年金制度も考えていくことが必要であると思います。

4番目は「被保険者本人の納得感」の問題であります。短時間労働者の働く目的は多様化しております、限られた労働時間の中で手取り賃金を極大化したいと考えている者も多いわけです。これらの者に厚生年金、健康保険、介護保険の適用拡大を行った場合、現行の保険料率で本人負担を計算すると、これは仮の数字でありますが、標準報酬の下限引下げのケースで、年収100万円の者は約11.3万円、年収65万円の者は約7.4万円となり、年収の10%を超える水準となります。また、下限維持のケースでは、年収65万円の者は約13.3万円の負担であり、年収の20%を超えるわけです。このような年金や医療保険の被保険者本人負担の増加に対して、本人の納得が得られるのかどうかについては、慎重に吟味する必要があると思います。

5番目に「高齢者雇用への影響の懸念」であります。60歳を超えてパート就労する者の中には、年金受給しているながら厚生年金の適用になっていない者がいます。これらの方々は在職老齢年金制度の適用がなく満額の年金額を受給しているわけです。適用拡大によってこれらの者を厚生年金の被保険者といたしますと、在職老齢年金制度が適用され、年金額が減額される上に保険料負担も同時に発生いたします。こうなりますと、高齢者本人の就労意欲を損なうことにもなりはしないか、また、企業にとっても

高齢者の採用や賃金体系等への広範な影響も生じてくるのではないか、これらも吟味を要する問題であると思います。

次に「（6）企業における労務コストの増大と雇用の手控えの懸念」でございます。新たに適用対象となる短時間労働者に対しては、年金や医療保険の保険料の事業主負担が発生するとともに事務を含めた労務コストが増大いたします。

就業形態、雇用形態が多様化している中で、フルタイムの正規従業員を前提としないフレキシブルな就業形態は、企業の経営上も働く者のニーズにとっても合理的な選択であり、今後も増加していくと考えられます。これらの企業にとって、短時間労働者への適用拡大は企業の労務コストの増加につながり、現在のこうした経済雇用情勢の下では、結果として雇用の手控えが起こる懸念があると思います。働くパート本人の就業調整もなくならないのではないかでしょうか。その結果、雇用ニーズのミスマッチが生じ、多様な選択肢をかえって現実問題として狭めることになりはしないかと思うわけです。また、産業別に見ますと、短時間労働者は、卸売・小売業、飲食店（外食産業）等にその多くが集中しているのが現実でございます。業者の違いによって適用拡大の影響は異なりますけれども、現在の経済状況を考えると、パートを多く雇用する業種にとって経営問題にもつながりかねず、前記のデメリットも勘案しながら慎重に検討を行うべきであると思います。

最後に「第3号被保険者制度」でございますが、前回の部会で提案された案には、基礎年金の税方式への移行が示されておりませんけれども、税方式への移行は公正な負担の実現につながるわけで、その点についての検討が必要だろうと思います。

また、第3号被保険者の見直しは、家族形態や就労形態のあり方とその選択にも影響を及ぼす可能性がありまして、このような点についての検討と議論を深める必要もあると思います。

なお、直接雇用関係のない第3号被保険者の保険料について、事業主負担を求めることが事業主経由で徴収するといった考えは合理的でないと思います。

以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、山崎委員。

○ 山崎委員

私のこのペーパーは「前提条件」と「対応のあり方」と二つの部分から構成されておりますが、「対応のあり方」というのが今日のテーマでありますパートへの適用拡大と第3号被保険者の見直しということです。私の意見の前提になっているのが「前提条件」という最初の部分であります。

まず前提条件でありますけれども、事業主負担につきましては、企業間の負担の公平と雇用に対する負担の中立性を確保するために、社会保険適用外の非正規労働者を含む全従業員の賃金支払い総額を賦課標準とする賃金支払い税方式とすべきだと思います。この場合、事業主負担は、社会保険適用の全被保険者の保険料総額に見合うものとし、負担の総額においては現在の原則であります労使折半負担とす

るものとします。

次に年金業務の一元化を進めて、被保険者の資格、報酬等を一元的に管理する体制を整えるべきだと思います。これは具体的には、社会保険庁と各共済組合の年金業務を一元化すべきであるということです。

それから短時間労働者の適用拡大は、専ら厚生年金が引き受けことになります。今年度から総報酬制が導入されましたが、さらに今後短時間労働者の適用拡大を図るとすれば、厚生年金と共済年金の報酬格差が一層拡大することになります。被用者年金制度間の負担の公平を図るためにには、基礎年金の拠出金負担を報酬総額比例とすべきであります。

次に「対応のあり方」であります。自営業世帯と同様に、被用者世帯においても片働き世帯に限定せず共働き世帯も含めて、世帯の所得は夫婦が共同で獲得したものとみなして被用者世帯の年金の個人単位化を図ります。本来は税制との一体的な取扱いが望ましいと考えますが、当面は社会保険に限定し、社会保険料の対象となる報酬の2分の1を配偶者に帰属させる報酬分割方式を採用します。報酬上限は報酬の実態を反映して引き上げるべきだと思いますし、場合によれば、撤廃するということもあると思います。これにより、現在の第3号被保険者は、原則として第2号被保険者に移行することになります。

次に被用者年金の保険料は、報酬に保険料率を乗じたものとします。基礎年金の保険料は、第1号被保険者の保険料と必ずしも等しくはありませんが、実態としては限りなく近いものであり、さらに被用者世帯では本人負担分は2分の1になります。この基礎年金の保険料に対応する報酬は、標準報酬月額ではなくて総報酬制になっており、年間の総報酬の12分の1ということになりますが、それを報酬下限とします。報酬下限分の最低保険料、これは基礎年金の保険料と同じことになりますが、この負担が困難な者については、本人の申請により世帯の所得等に応じて保険料の免除を認めます。免除期間分の追納保険料は被保険者本人の負担とするということとして、被用者グループにあっても、最低保険料を設け、そして免除を入れるということでございます。

この場合、被用者世帯の年金は報酬分割方式を採用しますから、夫と妻の報酬の合計額が報酬下限の2倍以上であれば、個人の報酬としては報酬下限未満であっても、報酬分割後は報酬下限以上になり、個人の報酬に対しては定率保険料でいいと考えます。したがって、保険料免除の対象者は、つまり最低保険料が払えないということですが、夫と妻の報酬の合計額が報酬下限の2倍未満である場合に限られますから、被用者世帯において保険料免除の対象になる者は実際にはごく少数になると想われます。報酬下限以下の者については、第1号被保険者と均衡上、基礎年金のみとし、報酬比例部分は支給しないということでございます。

私の提案は報酬分割方式とするということと、被用者世帯においても免除制度を入れることです。それは、その分だけ追納しなければ基礎年金が減額されるということ、さらに第3点として、被用者と自営業者のアンバランスといったことについては、共通の基礎年金給付に対する保険料は、制度あるいは被用者、自営業者を問わず同一保険料として、1階部分を1階部分らしくするということです。

そして2階部分は、最低保険料以上納めた人について報酬比例の年金がつくということが私の提案でございます。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、最後になりますが、渡辺委員、お願ひいたします。

○ 渡辺委員

私は今日は3号問題だけに絞って申し上げます。3号については昭和59年財政再計算時に相当議論して出た一つの答えでありまして、確かに17年たって時代は変わっているとはいえ、比較的よくできている制度ではないのかなという印象を持っております。

ただ、先ほどより、皆様からも発言があり、私自身もここに書いたように、公的年金制度には自らが保険料を納め、保険納付と給付の関係をはっきりさせるべきだという意見、そして不公平感といった問題があることも重々承知しています。そういう意味では、今回の財政再計算で改革すべきものと考えます。

そして同時に、前回、厚生労働省から示された縮小案も含めた四つの案を見て、改めて考えますと、これ以外にはなかなかいい案がないのかなと思います。ただいざれも、先ほど言った問題点をすべてうまくクリアーする案ではないと思わざるを得ません。といって、ほかになかなかいい案がないというのが悩みでございます。

そこでまず第1案、いわゆる年金分割案でございますが、これは確かに、メリットもあります。収入を確保して保険料を納めてもらう考え方という意味では有効だと思いますけれども、やはり何といつても仕組みが複雑でわかりにくいと思います。わかりやすい年金制度を目指している中で、逆行する可能性があるのかなと思います。特に、夫婦の離婚問題、再婚、再々婚といったことも珍しくない世の中になってきましたので、この場合は通算措置をとることによって処理は可能でしょうが、私が懸念しているのは、例えば生計維持関係等の問題です。わかりやすく言うと、戸籍上の妻がいながら他で同棲しているといったような場合で、これは遺族年金のケースでこれまでも随分トラブルがあったわけあります。社会保険審査会における事案として一番多い問題が戸籍上の妻に遺族年金を渡すか、同棲している女性に渡すかといったことですので、この年金分割案を実施すれば、同じような問題が多発する危険性があると思います。極めて煩雑であり、問題点もあるのではないかという意味で、年金分割案は、私は採用すべきではないと考えております。

となりますが、あと三つでございますが、負担調整案及び給付調整案はどちらかというと、不公平感解消といったことに力点を置いた考え方なのかなと受けとめております。給付調整案は私個人として少し魅力を感じているのですが、やはり給付を減額することは社会保障機能、老後所得保障機能が低下すると同時に、もっとありていに言うと、免除、あるいは半額免除ということになるわけであります。変な言い方になって恐縮ですが、免除される人というのは低所得者であり、保険料負担能力がないという

定義になっているわけでありまして、妻を中心とした3号について、あなた方は負担能力がないから免除なんだよといったような印象を与えることは果たしていいのだろうかと思います。そういう意味から言いますと、年金制度に対する信頼を一層揺るがすことになりかねません。これも先ほど言った昭和59年、60年の年金改正のときの議論にもあったように記憶しておりますけれども、そういういた免除扱いは疑問だと思います。

そういうことになりますと、負担調整案も問題点はあります、結果としては、妻も何らかの形で保険料を納めているという形になりますし、最も現実的だと思います。特に負担調整の第Ⅱ案は問題点もございますけれども、現実的でわかりやすい仕組みなのかなという気がしております。

しかし、今言ったように、この案もベストではありませんし、3号縮小も併用するといった考え方もあるってもいいと思います。3号問題は今度の2004年で解決すべきテーマがありますが、今後とも女性の就業構造等々変化していくわけでありますから、私はこの2004年改革が最後の改革というつもりでは考えておりません。今回は当然改革するにしても、また時代の状況変化によって、改めて手直ししていくという考え方でいいのではないかと思っております。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。

それでは、今日を出していただきました意見書につきましては、代表の方も含めまして、一通りご説明いただきました。ほぼ1時間10分ほどかかりましたけれども、ここで一旦5分ほど休憩をとります。その後、意見書を出されなかつた方、あるいは出されたけれども、代表されて説明されたので発言する機会がなかつた方を含めまして、ご自由に議論をしていただきたいと思いますので、いろいろ論点をお考えいただければと思います。

それでは、5分ほど休憩をとります。

(休憩)

○ 宮島部会長

それでは議事を再開いたします。

前回事務局から説明のありましたいくつかの案や今日の各委員の意見につきまして、意見交換を行いたいと考えております。私は、意見を聞いておりまして、これほど意見が分かれるということは相当なものだなという印象がますございました。ただ、お聞きしておりますと、かなり長い先を見たり、あるいは理念形としての年金制度を描きつつも、16年の年金改革ではこういった改革をすべきというような、二段階に分けて考えておる方が多かったという印象がございます。

また、厚生労働省からいろいろな説明があった案も含めて、制度自身の、公平感でありますとか、雇用形態に対する中立性ですとか、あるいは制度の簡素さといったような観点から評価をしていただいたわけですが、その力点の置き方はいろいろご意見の違いがあったと思います。